

熊本市全大腸内視鏡検査実施要綱

制定 令和 7年 6月 1日市長決裁

改定 令和 7年 9月 1日健康づくり推進課長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、大腸がんを早期に発見・予防するための熊本市全大腸内視鏡検査を熊本市全大腸内視鏡検査実施要領に基づき実施するための必要な事項を定め、大腸がんの罹患・死亡数を減少させることを目的とする。

(対象者等)

第2条

対象者は(1)～(3)を全て満たす者とする。

(1) 熊本市に住民票を有する当該年度内に55歳以上59歳以下である者(当該年度内に満55歳に達する者を含み、当該年度内に満60歳に達する者を除く。)とする。

(2) がんを強く疑うような症状(血便、貧血、体重減少、便通の急激な変化等)が無い者

(3) 50歳の誕生日以降に全大腸内視鏡検査の受検歴が無い者

(受検者の検査料)

第3条 受検者から徴収する検査料は、無料とする。

(検査の実施)

第4条 検査は、委託により実施するものとする。

(実施方法)

第5条 熊本市全大腸内視鏡検査は、個別検査(検査実施機関において個別に実施する検査をいう。以下同じ。)により実施するものとする。

(検査項目等)

第6条 検査項目は、問診及び全大腸内視鏡検査とし、それぞれ次の掲げる方法により行う。

(1) 問診 熊本市全大腸内視鏡検査受検票を用いて行う。

(2) 検査 日本消化器内視鏡学会による「下部消化管内視鏡スクリーニング検査マニュアル」を参考に行う。

なお、「虫垂口・バウヒン弁の撮影」と「病変が無い場合でも6分以上の観察」に留意するものとする。

2 発見されたすべての腺腫性ポリープ(5mm以下も含む)は、同日治療を含め、受検後1年以内の切除を推奨する。なお、治療・再検査は医療(保険診療)として取り扱う。

(結果の通知)

第7条 検査実施機関は、検査結果を速やかに受検者に通知する。なお、治療・再検査が必要な者に対しては、関係書類(医師宛の紹介状等)を添えて直接受検者へ通知する。

(検査の報告)

第8条 検査実施機関は、検査結果を受検者一覧及び指定の様式による電子媒体又は書面により本市へ報告する。

(事後管理)

第9条 検査実施医療機関は、治療・再検査となった者に対して、必要に応じてサーベイランス※を実施する。

※サーベイランスは日本消化器内視鏡学会「大腸内視鏡スクリーニングとサーベイランスガイドライン」を参考に行う。

2 検査実施機関は、治療対象病変ありとされた者の治療完了を本市へ報告する。

3 検査実施機関は、治療対象病変なしの場合は翌年度以降の逐年便潜血検査を、治療対象病変あり・再検査の場合は治療・再検査完了報告の翌年度以降の逐年便潜血検査を推奨する。

4 熊本市医師会ヘルスケアセンターは、治療対象病変なしの場合は、受検翌年度に便潜血検査キットを送付し熊本市大腸がん検診受診勧奨を行う。治療対象病変あり・再検査の場合は治療・再検査完了報告の翌年度以降に便潜血検査キットを送付し熊本市大腸がん検診受診勧奨を行う。

5 本市と検査実施機関は、相互に連携をとり治療未完了者に対して受診指導を行う。

(記録等の整備)

第10条 本市及び検査実施機関は、検査及び治療結果等の集計・整理を行う。

2 検査実施機関は、内視鏡レポート、組織結果報告書等を少なくとも5年間保存しなければならないものとする。

(事業評価)

第11条 本市は、熊本市全大腸内視鏡検査の事業評価のため実施状況を把握するものとする。

2 検査実施機関は、適切な方法及び精度管理の下で検査が円滑に実施されるよう、努めるものとする。
(その他)

第12条 この要綱にない案件等が生じた場合は、必要により各関係者と協議し決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年 9月 1日から施行する。